

千葉市空家等情報提供制度（すまいのリユースネット）を開始

市内に空家をお持ちの方や空家を活用したい方の情報を提供する「千葉市空家等情報提供制度（すまいのリユースネット）」を、5月から開始します。ホームページへの物件情報掲載など、空家を借りたい方・買いたい方、貸したい方・売りたい方、双方の情報を提供します。利用するには、一定の要件を満たす必要があります。ぜひ、ご利用ください。

登録方法 申込書（市住宅供給公社・住宅政策課で配布。ホームページからも印刷可）を市住宅供給公社へ郵送または持参。

詳しくは、[千葉市 すまいのリユースネット](#)

[市住宅供給公社](#) ☎245-7527 [FAX](#)245-7517

空家などを活用する提案を募集

地域交流の活性化や地域コミュニティの維持などに取り組む拠点として、空家や空家解体後の跡地を活用する提案を募集します。先進的な提案には、実現に向け必要な費用の一部を助成します。

提案募集の開始（6月を予定）に先立ち、物件探しや応募要件など、事前相談を5月から開始します。詳しくは、お問い合わせください。

[市住宅政策課](#) ☎245-5810 [FAX](#)245-5795

飼い主のいない猫を増やさないために

飼い主のいない猫のふん尿などの問題を軽減させ、人と猫が共生できる住みよいまちにするため、餌やトイレなどの管理を行いましょ。また、避妊去勢手術を施し、数を増やさないようにするなど、地域の中で飼い主のいない猫を適切に管理しましょう（市では猫の捕獲・排除目的の引き取りは行っていません）。

避妊去勢手術を行うと、飼い主のいない猫の数が増えないほか、生殖器の病気を予防できる、尿臭が薄くなる、さかりの鳴き声やけんかがなくなるなどのメリットがあります。

飼い主のいない猫の避妊去勢手術

市獣医師会の協力の下、飼い主のいない猫の避妊去勢手術を行います。避妊去勢手術済みと判別できるよう、手術時に耳先をカットします。

対象 市内に生息する飼い主のいない猫

申請者 市内在住で、地域で飼い主のいない猫の餌やトイレを適正に管理している（これから管理する）方

募集頭数 150頭（1人3頭まで）

申請期間 5月8日(水)～10日(金)9:00～17:00

申請方法 申請書、添付書類、返信用封筒（82円切手を貼付）を、動物保護指導センターへ直接持参。現住所の記載された身分証明書の提示が必要です。

申請書 動物保護指導センター、生活衛生課で配布。ホームページから印刷も可。[千葉市 飼い主のいない猫](#)

公開抽選 5月14日(水)10:00から、動物保護指導センターで

飼い主のいない猫に餌を与えている方へ

トイレを設置し、毎日ふん尿の掃除をしましょう。餌は、迷惑のからな場所、時間を決めて、食べきれぬ量だけお皿で与え、後片付けもしましょう。また、近隣の方に説明をして、理解と協力を求めましょう。

地域猫セミナー「飼い主のいない猫との上手な付き合い方」

市や地域における取り組みの紹介を通じて、飼い主のいない猫によって起こる問題の対策を考えます。

日時 5月9日(木)13:30～15:00

会場 動物保護指導センター **定員** 当日先着40人



[動物保護指導センター](#) ☎258-7817 [FAX](#)258-7818

就職や退職に伴う国民健康保険の手続きを忘れずに

就職や退職に伴い、国民健康保険を脱退・加入する場合は、原因が生じた日から原則14日以内に区役所市民総合窓口課、市民センター、電子申請（脱退のみ）で手続きが必要です。[千葉市 国民健康保険](#)

就職により勤務先の健康保険に加入したとき

国民健康保険の脱退手続きを行ってください。

必要書類 勤務先の健康保険の保険証または加入したことが分かる証明書、国民健康保険の保険証

*勤務先の健康保険に加入した日（保険証の交付日とは異なります）以降に国民健康保険証を使用した場合、国民健康保険で負担した医療費を返還することになります。新しい保険証が届く前に医療機関を受診する際は、勤務先へご相談ください。

退職により勤務先の健康保険をやめたとき

健康保険の資格喪失日（退職日の翌日）以降に、国民健康保険の加入手続きを行ってください。

必要書類 勤務先の健康保険の資格喪失証明書、前年の所得が分かるもの、本人確認ができるもの、キャッシュカード

区役所市民総合窓口課

中央 ☎221-2131 花見川 ☎275-6255 稲毛 ☎284-6119

若葉 ☎233-8131 緑 ☎292-8119 美浜 ☎270-3131

健康保険課 ☎245-5145 [FAX](#)245-5544

市外から転入する新婚・子育て世帯を応援

結婚を機に市外から千葉市へ転入する新婚世帯、市内に居住する親世帯とこれから同居・近居する子育て世帯を応援するため、必要な費用の一部を助成します。

結婚新生活支援

結婚を機に市外から千葉市へ転入する若い世帯に、住居費・引越費用を最大30万円助成します。

主な要件

- 2019年1月以降に婚姻届が受理されている
- 婚姻届の受理日時時点で、夫婦の双方が34歳以下
- 2018年の夫婦の合計所得が340万円未満
- 夫婦の双方またはいずれかが、結婚を機に市外から千葉市へ転入し、夫婦で今後2年以上継続して居住
- 住宅が新耐震基準に適合、専有面積30平方メートル以上 など

募集数 先着30組

申請方法 6月3日(月)から、申請書（住宅政策課で配布。ホームページから印刷も可）と必要書類を住宅政策課へ直接持参。

そのほかの要件など、必ず事前にお問い合わせください。

[市住宅政策課](#) ☎245-5809 [FAX](#)245-5795

三世帯同居等支援

市内に居住する親世帯とこれから同居・近居する子育て世帯の三世帯家族に、必要な費用の一部を最大50万円助成します。

主な要件

- 離れて暮らしている三世帯の家族が、これから市内で同居または近居（直線で1キロメートル以内）する
- 親が65歳以上で、1年以上市内に居住している
- 孫が18歳に達してから最初の3月31日を迎えていない
- 同居・近居している状態を今後3年以上継続する など

申出期限

- 住宅の新築・増改築に要する費用＝建築工事の着手前まで
- 住宅の購入・賃貸借契約に要する費用＝契約締結の前まで
- 転居に要する引越費用＝転居の前まで

助成を受けるには、申出期限までに申出書の提出が必要です。そのほかの要件など詳しくは、必ず事前にお問い合わせください。

[高齢福祉課](#) ☎245-5250 [FAX](#)245-5548